

議長／皆さん、おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました第 29 号議案から第 31 号議案及び諮問第 1 号、並びに議員から提出されました議提第 1 号の 5 件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1. 第 1 号議案 武雄市犯罪被害者等支援条例から、日程第 5. 第 10 号議案 訴えの提起についてまでを一括議題といたします。

以上の 5 議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、第 1 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました第 1 号議案 武雄市犯罪被害者等支援条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、犯罪被害者等基本法において、地方公共団体の責務とされる地域の状況に応じた施策を策定し、犯罪被害者等の支援を行うことを目的として、直接的な被害に加え精神的、経済的などさまざまな問題を抱える方を支援していくものです。

具体的には、各種問題に対する総合的窓口を設置することなどで相談しやすい体制づくり、他の関係機関との連携、推進、被害者遺族への遺族見舞金 30 万円やけがを負われた被害者への傷害見舞金 10 万円の支給、被害者の地域での孤立を防ぐための啓発や教育などを重点的に施策として行うものと説明を受けました。

委員からは、県や他市の状況について質問がありました。

県は佐賀県犯罪被害者支援条例を本年 2 月の定例会で提案されており、他市では、9 市中 7 市佐賀市と鳥栖市を除くが条例提案されており、見舞金等の額も他市と同額との説明を受けたところでございます。

なお、施行日は、平成 29 年 4 月 1 日としたいとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第3号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に付託されました第3号議案 武雄市個人情報保護条例及び武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、上位法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる、マイナンバー法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものと説明を受けました。

具体的には、法の中で、市で独自事務の内容を条例に定めたものはマイナンバーを独自利用してよいとの定めがあり、市独自で定めた事務に対し、国が整備した情報ネットワークシステムを利用し、他の自治体や国からの情報を取り組むことができる内容が追加されたことで、本市の条例に条ズレ及び項ズレが生じたため改正を行うものです。

なお、施行日は、上位法改正施行日にあわせ、平成29年5月30日としたいとのことでした。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第4号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に付託されました第4号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、上位法である地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものです。

1点目に、武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中で、今まで1回のみ取得できた介護休暇を、3回まで分割して取得することを可能とすること、また、介護時間の新設ということで、日常的に介護が必要な家族に対応するために、最長3年間、1日2時間まで介護のために勤務しないことを承認可能とすることを盛り込むとのことでした。

2点目に、武雄市職員の育児休業等に関する条例では、職員が育児休業を行う場合の、子どもの範囲の拡大に関連する規定の整備として特別養子縁組を行う場合の監護期間も認めるものとし、対象範囲を拡大するものと説明を受けました。

なお、施行日は、平成29年4月1日としたいとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第5号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に付託されました第5号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、消費税増税に関連する案件であり、国会で消費税引き上げ延長が議決されたことより、地方税法や施行令の一部改正に伴うものとの説明がありました。

具体的には、まず1点目に、個人の住民税の住宅借入金等特別控除の適用期間の2年延長や、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長するもの、2点目に、軽自税の名称が改正され、自動車税に環境性能割が新設され軽自動車税に係る環境性能割が市税になるとのことです。

これに伴い、自動車取得税は廃止されるとのことでした。

3点目は、消費税の引き上げに伴い、法人税割の税率引き上げがなされるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 10 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に付託されました第 10 号議案 訴えの提起についての審査の経過と結果を申し上げます。

本件は、平成 9 年 3 月に武雄温泉保養村整備事業用地として取得した土地のうち、武雄市名義への所有権移転登記が完了していない土地について、裁判により土地の時効取得を原因として、武雄市名義への所有権移転登記を相手方に求めるものです。

対象地は、武雄町大字永島 16348 番地目山林面積 2,381 平方メートルの土地であり、法定相続人の 1 人が海外に移住された後に行方不明となられたため、所有権移転登記が完了していなかったが、今回、その所在不明となった方の代理人となる不在者管財管理人の選任を申し立て、武雄市が原告となる裁判により、解決できる状況になったので、訴えを提起するものとの説明を受けたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 1 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第4号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第5号議案に対する討論を求めます。

23番 江原議員

江原議員／第5号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。
一部改正の中の第34条の4についてであります。

消費税の引き上げに伴い、法人市民税の税率引き下げで12.1%から8.4%に、施工日が平成30年10月1日となっています。

これは市内の中小企業もその恩恵にあずかるからいいのではないかと考えられますが、施行日が2019年、平成31年10月1日となっています。

これは、この施行日は、消費税が10%にさらに引き上げられる、その増税が予定されております。

これでは、さらなる増税による打撃が追い打ちをかけるものとなるのではないのでしょうか。

消費税が導入されてから、この28年間、大企業の法人税減税が進められ、さらに平成30年度には法人実効税率が29.74%に引き下げ予定となっているようです。

大企業の法人税減税が、もとい、消費税が増税され、5%から8%、さらに10%に予定されているわけでありますから、この条例の一部改正に、この点を指摘して反対の討論といたすものであります。

以上です。

議長／4番 山口 等議員

山口 等議員／おはようございます。

第5号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これは地方増税の一部を改正するものであります。

今、言われた地方市民税の改正の中で税率は12.1%から8.4%に下がるものであります。

こういうことを考え、消費税は上がるようになっておりますけども、ぜひ議員の皆さん、賛

同をよろしく申し上げます。

議長／討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第10号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 第6号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例から、日程第12. 第22号議案 平成29年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の7議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並

びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第6号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／おはようございます。

順次報告をしたいと思います。

まず最初に、第6号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、証明書発行手数料等の額の見直しに伴う一部改正です。

合併から10年が経過し、その間手数料の見直しがなされてないこと、県内他市の事務手数料はすべて300円である状況から鑑み、今回事務手数料を200円から300円に改定し、施行日を市民への周知期間を設けるため、平成29年7月1日とするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第7号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、蘭学・企画展示室の使用料の見直しに伴う一部改正です。

改正の理由としては、現行の利用時間帯区分以外で使用許可が出せないこと及び現行利用時間帯区分以外での使用料が徴収できないことによるものです。

現在午前10時から午後6時までしか使用できないものを、午前9時から午後9時までの使用を可能にし、使用時間に応じた使用料を1時間単位で徴収できるように改正するもので、施行日は、平成29年4月1日とのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

16 番 宮本議員

宮本議員／時間で区切るっちゅうことはいいと思うんですけども、エアコンのほうはですよ、3時間寒いときに入れて、あとは入れんとか、そういう、聞こえん。

ああ、聞こえますか。

エアコンの件です。

エアコンの件で、5時間借りるとして、エアコンを朝の2時間入れると、そういうこともできるんですかね。

もう、その時間は全部5割を払わんといかんようになるんですか。

議長／宮本議員、議案審議じゃございませんので、そういうことも協議されました、審議されましたかで質問をお願いします。

宮本議員／ということも協議されましたか。

議長／山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／今の件について協議しておりません。

議長／質疑をとどめます。

続いて、第8号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第8号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、武雄地区休日急患センターに開設している小児科の診療体制を拡充するための一部改正です。

現在の武雄地区休日急患センターの小児科診療日は、火曜日、水曜日は診療日としておらず、鹿島藤津地区で実施されております。

改正案では、利用者が年々増加している実態を踏まえ、現在、診療を行っていない火曜日、水曜日も実施することにより、武雄地区休日急患センターで365日の時間外診療体制を確立し、子育ての安全安心を確保するために条例の一部を改正するものとの説明を受けました。委員からは、今回の診療体制の拡充による影響額について質疑があり、回答として、3市4

町の負担金が 664 万 5,000 円の増加で、委託料全体の予算としては、2,435 万 9,000 円の予算を計上してあるとのことです。

なお、小児時間外診療事業は、南部保健医療圏、3市4町共同で実施しており、鹿島藤津地区で実施している火曜日と水曜日の診療も継続実施するとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます

続いて、第 14 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／ちょっと待ってください。

14 号？

議長／第 14 号。

山口昌宏福祉文教常任委員長／14？

ちょっと待って。

議長／国民健康保険です。

山口昌宏福祉文教常任委員長／国保やろ？

議長／暫時休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き再開をいたします。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／どうも失礼しました。

第 14 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 1 項 3 目一般被保険者療養費で 600 万円、2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費で 1,400 万円、7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金で 1,700 万円を計上してあり、いずれも療養費の増加に伴う増額となります。

財源につきましては、3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金に減額が見込まれるため、そこから 3,700 万を減額し、予算組換えの調整を行っているとのこと。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 15 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 15 号議案 平成 28 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の 78 万 4,000 円は、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充に伴う負担増分であり、歳入で同額を一般会計から繰り入れされております。同じく歳出の 3 款 2 項 1 目他会計繰出金は、平成 27 年度の繰越金 272 万 3,000 円を一旦歳入で受け入れた後、一般会計へ繰り出すものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 21 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 21 号議案 平成 29 年度武雄市国民健康保険特別会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

退職被保険者数の減少、高額療養費の増加を初め、前年比の増減要因の説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 22 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 22 号議案 平成 29 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 6 億 792 万 9,000 円が計上されており、前年度当初予算と比較して 616 万 6,000 円の増額、率にして 1% の増となり被保険者数や給付費の伸びによるものが増額の要因との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第6号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

23番 江原議員

江原議員／第6号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

現在、住民票などの手数料200円を300円に値上げすることで、約5万件、そして、年間約500万円の値上げとなるようであります。

今年分は、施行が7月1日ですから、約260万円の値上げになると説明を受けましたが、反対の理由は、平成18年度の合併時、サービスは高く、負担は軽く、そして平成の合併が小泉政権のもとで強行されてきました。

新市建設計画にのっとなって、旧武雄市が300円、旧山内町、北方町は、200円だったのを低いほうにあわせて200円で実施してきました。

この変更は、どう考えても、これを300円に引き上げることは認められません。

県内を見ても、合併しないでいる隣町、大町町、江北町、合併はしましたが白石町は200円で運営しておられます。

県内10市のうち、武雄市を除いて300円になっていると提案理由もされましたが、そのまま手数料は据え置くことが私は必要と考え、この条例改正に反対の討論を申し上げる次第であります。

議長／11番 山口裕子議員

山口裕子議員／おはようございます。

第6号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず反対討論がありましたけど、江原議員は、福祉文教常任委員でもあられます。

委員会の中で討論をすべきところを、討論をされておられません。

ということで、委員長からもありましたので、そのことを伝えておきます。

まず、討論としまして、委員長から説明がありましたように、合併から10年が経過し、その間手数料の見直しがなされていないこと。

県内、他市の事務手数料がすべて300円であること、またそれではこれから先、大変、財源確保のために厳しい中、やはりこの時期にですね、されることを皆さん方に御理解いただきたいと思います。

約 500 万円の財源の確保になるということです。

そういうことを鑑みまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

皆さん方、御理解をしていただき、賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 6 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 7 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 7 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 7 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 8 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案に対する討論を求めます。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 15 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 21 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 21 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 22 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 22 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13. 第 2 号議案 武雄市競輪施設整備基金条例から、日程第 26. 第 28 号議案 平成 29 年度武雄市下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の 14 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 2 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第 2 号議案 武雄市競輪施設整備基金条例について審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、競輪施設の整備に要する経費に充てるため、基金設置を行うものであります。

現在、武雄競輪場には、築 46 年の選手管理棟、築 43 年の特別観覧席、築 36 年の選手宿舎等があり、改修が必要な建物がある以上、施設整備に特化した基金（？）を積み立て、改修できる金額がたまった段階で改修の計画を進めていくという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 9 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 9 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、市指定のごみ袋等の手数料改定を行うものであります。

具体的には、燃えるごみ袋の料金改定、燃えるごみ袋 45 リットルの新設、粗大ごみステッカーの料金改定、特別収集の収集回数や手数料の改定、事業所専用ごみ袋を 50 リットルへ一本化、動物の死骸収集の新規設定であります。

委員からは、燃えるごみ袋の金額改定の質疑がなされ、執行部の説明としては、県内の平均単価を基本とし、使用者にも経費の一部を御負担いただきたいということでありました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
続いて、第 11 号議案に対する報告を求めます。
上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 11 号議案 市道路線の認定について審査の経過と結果を申し上げます。
市道白仁田線から分岐し、集落内に通じる道路であります。
生活道路としての利用頻度が高まり、武雄市市道認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 5 号の規定により、市長が特に必要と認めるものとのことでもあります。
ついで、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするという説明を受けました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
続いて、第 12 号議案に対する報告を求めます。
上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 12 号議案 市道路線の変更について審査の経過と結果を申し上げます。
市道路線の変更については、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決をお願いする

ものとのことで、変更する 17 路線の説明を受けました。

今回、17 路線の変更に至った経緯といたしましては、平成 27、28 年度に道路台帳をデジタル化することに伴い、現地調査を行ったところ、路線の変更が判明したとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 16 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 16 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では農業集落排水事業及び公共下水道事業に対する国費の減額に伴う事業費の減額、消費税納付額の確定に伴う減額であります。

繰越明許費については、公共下水道事業費の小楠地区ほか幹線及び枝線管渠布設工事で物産館前交差点を推進工法で本管布設を計画していましたが、推進施行部において、下水路の基礎杭が管路掘削の支障になることが発覚したため、施工方法について道路管理者である国道事務所との協議に時間を要し、年度内完成が困難となったため、繰越をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 17 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 17 号議案 平成 28 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、家屋移転者が事業者であったため、設計及び審査関係に不測の時間を要し、年度内の移転完了が困難となり契約後の残金 3 割相当額及び移転完了後に着手予定の工事請負費を新年度に繰り越すものということでもあります。

歳出については、社会資本整備総合交付金事業の配分減になったことから事業量の調整を行い、それぞれ減額補正し、歳入についても、交付金事業の配分減により、国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金及び市債もそれぞれ減額補正するものであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 18 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 18 号議案 平成 28 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳入につきましては、ナイター競輪で 2 億 5,000 万円、ミッドナイト競輪で 6 億円の売上増が見込まれ、これに記念の売上減をあわせて 5 億円の増額とのことであります。

歳出の主なものにつきましては、施設整備基金に、検車場、選手宿舍等の建て替えの原資として 3 億円の積み立て、ネット販売の売上増による委託料の増額、場外開催費で記念の分の減額、売上増による払戻金の増額とのことであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 19 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 19 号議案 平成 28 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳入項目での給湯使用料について、供給している 15 施設の利用が全体的に堅調であったことや、新規需要がふえたことにより、135 万円を増額補正するとのことでした。

歳出項目では、給湯事業基金積立金、一般会計への繰出金、予備費を増額するということがありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 23 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 23 号議案 平成 29 年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

武雄北部土地区画整理事業の進捗は、永松地区及び八並地区の一部が残っている状況で、平成 28 年度末の進捗率は約 95%ということでありました。

歳出の主なものは、13 節委託料は、測量設計業務として地区内の公共用地・街区等の出来形測量等や換地処分・事業計画に係る調査費用を、15 節工事請負費は、駅東付近の甘久武雄線や永松川良線、街区造成などの工事に要する費用を、22 節補償補填及び賠償金では、区画整理地権者の建物移転や支障物件等の補償費とのことでありました。

歳入については、社会資本整備総合交付金、区画整理地区内の県道に要する費用に対しての

補助金、一般会計からの繰入金等が計上されているとの説明を受けました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
続いて、第 24 号議案に対する報告を求めます。
上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 24 号議案 平成 29 年度武雄市競輪事業特別会計予算について
審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の 1 款 1 項 2 目の車券発売金は、共同通信社杯で 80 億円、F I 西日本カップ開催を含む
通常開催で 30 億円、ナイター競輪で 13 億円、ミッドナイト競輪で 24 億円を見込んで、総額
147 億円の予算計上をしているとのことであります。

歳出においては、G II 共同通信社杯の開催や F 1 ナイターの開催がふえたことに伴い、1 款
2 項 1 目競輪開催費の 8 節報償費では、選手賞金の 5 億 6,933 万円を、12 節役務費では、C
S 放送やスポーツ紙の記事拡充を図り、2 億円を計上しているとのことであります。

また、共同通信社杯開催時の対応と場外ナイター発売の対応を行うため、現在メインスタン
ドで発売されている場外ナイターを、経費を削減するため、メインスタンド北側に位置する
旧食堂にて発売する計画を立てているとのことであります。

それに伴い、旧食堂に売場を増設し、投票機器等のリースを行うため、14 節使用料及び賃借
料で、サテライト 9 場の施設借上料も含めると、総額 1 億 8,001 万 1,000 円を計上している
とのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 25 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 25 号議案 平成 29 年度武雄市給湯事業特別会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の給湯事業費は、給湯事業を維持管理するまでの予算と、一部利益については、将来にわたっての給湯事業について事業基金の積立金、一般会計への繰出金、観光振興基金への積立金として計上しているとのことでした。

歳入につきましては、給湯使用料として、供給先 15 施設で 1,470 万円を見込んでいるとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 26 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 26 号議案 平成 29 年度武雄市水道事業会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

業務の予定量としては、給水戸数は 1 万 9,404 戸、年間総給水量は 560 万立方メートル、1 日平均給水量は 1 万 5,342 立方メートルで、平成 28 年度の実績の推移で計上しているとのことあります。

収益的支出において、昨年と比較して増額となっているのは、ダム管理費負担金が増額したためとのことでした。

また、資本的支出において、配水施設改良費の工事請負費では、老朽管更新事業や旧市町間配水管接続事業などを計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 27 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 27 号議案 平成 29 年度武雄市工業用水道事業会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

業務の予定量として、給水事業者数は 3 社、年間総給水量は 14 万 7,825 立方メートル、1 日平均給水量は 405 立方メートルであります。

収益的支出においては、昨年と比較して、増額(?)となっているものの、主なものとして、企業債利息の減とのことあります。

資本的支出においては、主に企業債償還金を計上しているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

続いて、第 28 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 28 号議案 平成 29 年度武雄市下水道事業会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

この予算は、平成 26 年度から準備をしてきた企業会計への移行による最初の予算であるとのことあります。

業務の予定量としては、水洗化戸数は5,352戸、年間総処理水量128万2,975立方メートル、1日平均処理水量3,515立方メートルであります。

収益的支出において、主なものとして、1項1目管渠費で公共下水道と農業集落排水の管渠、中継ポンプ等に係る維持管理費を、2目処理場費で公共・農集の9処理場の維持管理費を、7目減価償却費では建物・構築物・機械などの減価償却費を、2項営業外費用では、企業債利息、消費税納付額などを計上しているとのことでした。

資本的支出において、1項1目管渠整備費では平成29年度国庫補助事業で計画している公共下水道事業と農業集落排水事業の管渠に関する事業費であり、2目浄化槽整備費では180基の戸別浄化槽の設置を計画しており、3目施設費では農業集落排水事業の施設に関する事業費で、橋下、宮野地区の処理場の老朽化している機器の更新工事などを計画しているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第2号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

16番 宮本議員

宮本議員／第9号議案に対して反対いたします。

最初委員会で説明があったときにはですね、武雄市が今1リットル当たり0.86と。で、低い
ですもんねということでした。

そして、よそは1程度ですよと、まあ表もいただきました。

だから私は当然、1ぐらいになってよそ並みになるのかなというふうに思っておりました。

そしたら、次、出されたときには県内一になっておりました。

そしてもうひっこめられんと。

もうひっこめられんて、まだ委員会の時点やき、ひっこめられると思うとですけども、もう
出したけん、ひっこめられんと。

それはまあ一点張りやったちゅうわけですよ。

それで、結局まず45リットルも県内一ですよ。

そして、中になった35リットルも10市で鹿島と同率一位ですよ。

そして20リットルも一番高いです。

何でそこまでしなくてはいけないかということですよ。

いや、まあ負担を求めるといのはいいと思います。

だから、手数料が200円から300円、まあ当然かなというふうに思うんですけども、そこ
までよく、あの、何ですかね、減量化委員会、ごみ減量化委員会とかユーザー(?)とお話
をしてあるのかなと。

ユーザー(?)とお話ししてないで、何かもうついでにしてあるんじゃないかなという
ふうに、まあ思っております。

だから、そういうふうに合併もしてない鹿島と同じ金額ということ自体も、合併した意味が
あったかなというふうに思います。

これは***ごみ袋の件です。

それでまあこのごみ袋もありますけれども、委託料が高いというのならトータルで見直して
くれってということ言いました。

まあ半分聞いたか、聞かんがですけども、トータルで聞いてほしい。

これはどういうことかといいますと同じ6万の、伊万里市と武雄市、伊万里市は委託料1億

7,000万ですよ。

武雄市は2億8,000万ですよ。

同じ6万ぐらいで。

何でここにこういう原因があるかっていうのは、スーパーとか何とかに特別収集でたった1,000円ぐらいもらってですよ、もっと集めにいくから結局委託料が高くなるわけなんですよね。

だから県内で唯一武雄がしてるっていうから、いや、それをやめてくださいと。

いずれやめますと、いずれやめますって言いながらここに手数料の変更をもってきてるっちゅうことは、やめにくくなるっちゅうことですよ、はっきり言って。

それで結局伊万里、武雄が違うのは、容器包装のプラを分別して収集してるっていうことと、この特別収集をスーパーに行って、スーパーがどんどん出すやつを1,000円ぐらいで持ってきてきてるっちゅうことが、原因があるわけなんですよね。

だからそういうトータルで話をしてもらいたいなということが2点目です。

だからそれで、ここで、そのプラごみのほうについては今後変えるから、ここで値上げを出しませんということで、まあいいかなと。

ただ、特別収集でここで値上げというか、料金改定するっちゅうことは、またしばらくやめられんですよ。

だからよく考えてるかなというふうに思うわけなんですよ。

それでまた、動物の死骸についてもですね、まあ飼育動物の死骸についてもわざわざ家までとりにいってくれるっちゅうわけですよ。

鹿島みたいにちゃんと袋に入れて自分が持ってくると。

そしたらそこにいく委託料がまた減るわけなんですよ。

だからトータルで、まあ考えていないと。

平均を出して、1点幾らって言いますけれども、これ小袋まで入れてですもんね。

小袋は生産費が高いから1点にはならないとですよ。

でも小袋を入れての計算じゃなくて、同じ、製造原価の同じ大きさの袋ですね、そこでやっぱり比べんと、何もかも一緒にしてもらおうとですね、ちょっとおかしいなと、そんなことで、もうまずはその1,000万、この日本一、佐賀県一になることの5円上げることで、1,000万かせぐかもしれんですけども、一番やるべきことはこの1億円をどうするかということですよ。

まあそういうことで、この議案には反対いたします。

議長／3番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

第9号議案について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、ごみ袋の料金体系についてですけれども、宮本議員のほうからですね、他市との比較っていうので出されていましたが、確かに1袋50円ってところだけ見れば、まあ県内一ということになるんじゃないけれども、リットル当たりの単価で見ればはですね、まあ鹿島市と同率で、まあ富山(?)で見ればまあ一番高いということではないと。

それとですね、まだ今後、佐賀の西部クリーンセンターの本格稼働に伴ってですね、ごみ処理費全体がこう、増加する見通しになっていると。

平成18年の合併からですね、これまでのちょっと内訳を見た場合にですね、ごみ処理費全体の約17%から18%ぐらいをごみ袋の収入で賄っているわけですね。

そういった観点で見るとですね、今後、クリーンセンターが本格稼働した後のごみ処理費が増大することを見込んだ場合にですね、今後の、今回の値上げをして、同じく17%程度のごみ袋料金で市民の方に負担してもらおうと、そういう意味では市民の方の負担する割合っていうのは、変わらない状況になっております。

そもそもですね、ごみ処理費というのは、ごみ袋代金で賄うっていう仕組みには、まあなっていないわけですよ。

企業会計ではありませんので。

そもそも、ごみ袋を有料にする理由っていうのは、まあ受益者負担という目的と、あとはもう市民の皆さんにごみを減らす意識をもってもらうっていうことが非常に大事であろうと思います。

そういった目的から考えた場合にですね、全体として見れば、ごみ袋を上げなかったとしても、結局、見えない形でごみ処理費は皆さんで負担していただいているわけですよ。

そういうことも考えた場合に、一般論としていけば、収入の高い家庭のほうがごみの発生量は多くなる傾向になるはずだと思います。

そういった意味ではですね、17%程度という、そういうごみ袋で賄う比率を一定に保つというもののほうが、弱者にやさしい制度であるという考え方もできるということはこう、申し述べておきたいと思います。

あと、そういう意味ではですね、今回の値上げをきっかけにごみの減量の意識啓発等をしっかりやっていくことでしょうかと思います。

それと、あと事業者の収集についてですけれども、これについては今後ですね、事業者、急に、こう、相手もある話ですので、急に変わるわけにもいかないと思いますので、今後検討していただくべき

目かなと思っております。

最後の死体、ペットですね、動物の死骸処理についてですけれども、やはり、例えば夏場で

ですね、ペットが死んだというときにすぐ持ってこれるとは限らないわけですね。
かわいがっていたペットを死んだまま家においておくと、まあ例えば仕事でなかなか届けに
いけないというときに、例えば夏場だったら、腐敗するような状況にもなってくるわけです。
そういった状況まで想定した場合にですね、市民感情を考えたら、やはりすぐにとりにきて
もらうっていうことが大切かなと思っております。
以上の理由により第9号議案は賛成すべきと考えます。
御賛同よろしく願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 12 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 12 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 12 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 16 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 16 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 17 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 18 号議案に対する討論を求めます。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 18 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 19 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 19 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 23 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 23 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 24 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 24 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 25 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。
これより第 25 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。
よって、第 25 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 26 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。
これより第 26 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。
よって、第 26 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 27 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 27 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 28 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 28 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27. 第 13 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）から、日程第 28.

第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算までを一括議題といたします。

以上の 2 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 13 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／報告いたします。

本委員会に分割付託されました第 13 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものについては、増額分として、ふるさと納税に関連する謝礼や運営委託料、一般職員分手当等があり、減額分としては昨年 7 月に施行されました参議院議員通常選挙の精算による不用額、杵藤広域圏電算センター負担金の確定によるものなどがあります。

ふるさと納税に関しては、昨年 12 月にふるさと納税業務の運営委託と返礼金見直しを行ったため納税額が増加する見込みであるため返戻金を増額したとの説明を受けました。

歳入の主なものとしては、増額分として、法人市民税や固定資産税など、市税に関するものが 1 億 3,600 万円、指定寄附金 600 万円などがあると説明を受けました。

山内支所庁舎タイル改修工事については、公共施設整備基金から 2,800 万円を繰入で計上していたが、一般財源での対応が可能となったため、基金からの繰入を減額として一般財源で対応したとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

16 番 宮本議員

宮本議員／この山内町の壁面タイルの件ですが、何か松尾建設のほうが自分であるというような話を聞いていたのですが、そうではなかったのか、その辺のお話についてお聞きします。

議長／末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／その細部についての説明はございませんでした。

以上です。

議長／質疑をとどめます。

次に、第 20 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

まず、歳出についての主なものとして、新庁舎建設に伴う工事費や工事管理委託業務、平成 30 年 4 月（？）に任期満了になる市議選にかかる費用、高齢者の運転免許証自主返納支援助

成金、犯罪被害者等見舞金などがありました。

歳入では地方交付税について、合併支援措置の段階的な縮小や、地方財政計画の伸び率により、普通交付税で前年比3億円の減額で計上しているとの説明を受けました。

委員からは、75歳以上を対象としている高齢者運転免許証自主返納支援について、若年性認知症も今後考えていくのかとの質問があり、執行部からは統計等では84歳を中心に認知症の症状が大きいことや免許証の返納率が高いことから、今回は高齢者のみを対象としているが、若年認知症については今後検討が必要でないかという答弁がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第13号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／それでは、本委員会に分割付託されました第13号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第10回）について審査の経過と結果を申し上げます。

年度末を迎え、事業の精算による補正が主であります。

3款2項1目老人福祉費 18節備品購入費で健康増進器具等を計上してあるのは、指定寄附を受け、マッサージ機等をデイサービスセンターに設置することで、高齢者福祉に役立てたいとの説明を受けました。

3款1項3目障がい者福祉費 18節備品購入費で卓上型対話支援システムを計上してあるのは、福祉事業への寄附金で、難聴者用卓上型対話システムを健康課と福祉課の窓口に設置するものとの説明を受けました。

10款3項3目小学校施設整備事業費では、入札減等による委託料、工事費などの減額のほか国の平成28年度補正予算の交付金事業に採択された北方小学校教室西棟・東棟の大規模改造及びエレベーター等増築に要する経費を計上してあるとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 20 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

福祉、教育、健康増進、戸籍等、所管の各種事業や経費について説明を受けました。

新規事業としては、小児時間外診療事業、子どもの医療助成事業、生活支援体制整備事業、新生児聴覚検査助成事業等のスター戦略基本目標に沿った事業に伴う予算が計上してあります。

歳出項目の主なものとして、10 款 5 項 4 目図書館費 13 節委託料に 1 億 9,820 万 9,000 円が計上してあり、この中に図書館・歴史資料館指定管理料及びこども図書館開館準備業務委託料が含まれているとのことです。

同じく図書館費 15 節工事請負費に 3 億 1,641 万 3,000 円が計上してある中に、アンケートで要望が多かった学習コーナーへの図書館改修工事のほか、図書館屋根修繕工事等も計上されております。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／こども図書館の委託料ですが、質疑のときにも言っていましたが、総合的なその指定管理者ということは収入と支出とあわせて委託するわけで、その 2 つのレストランといいますかね、フードコーナーの大体の概算収入がわからんといかんでしょうし、また 9 時まで子どもが夜おるようになるのか、7 時までおるようになるのか。

まあ夜間について人件費は大きく変わってくると思うんですけども、その辺についてのお話

があったかどうかお聞きします。

議長／山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／確たるところが確定しておりませんので、その点については協議しておりません。

議長／8番 石丸議員

石丸議員／図書館の改修費ですね。
今回ですべて完了するということがよかいですかね。

議長／山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長 10月の開館を目途にすべてを完了したいということでございます。

議長／8番 石丸議員

石丸議員／本館の改修ですか。

議長／山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／を含めてです。

議長／7番 池田議員

池田議員／先ほども宮本議員のほうからございましたけれども、今回、新たな公共サービスの提供ということで、こども図書館のほうを建設されていくんですけども、やはり、ここを新たな施設として、施設の管理基準、業務の具体的範囲、あと指定管理者の選定の際の事業計画についても議論を、今後どのようにされていくのか、お話をされたのかと、あと、昨年度まで、MY図書館構想ということのもので予算があがっていたのが、今回あがっておりません。

これについてどのような理由でとりやめになったのかというのを議論をされたのかお尋ねし

ます。

議長／山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／議論はしておりません。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／フードコートのほか、時間は、まあ向こうから説明なかったということですが、今わかっているのは図書のコナーがあるということですよ、あとのことの配置とかですよ、そこに、まだ子どもの学習室があるのかどうかわかりませんが、その辺の内容的な平面図というか、そういうのは示されているのですか。

議長／山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／今回の委員会の中では、内容的な中身の平面図は提出されておりません。

議長／質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第13号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第13号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第10回）について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎え、事業の精算による補正が主であります。

その中で、8款4項5目街路事業費では、中野御船山線及び駅南口周辺整備に関連する永松川良線や天神崎白岩線の街路事業において、補助事業である社会資本整備総合交付金事業の配分減に伴って事業量を調整し、それぞれの減額をしているとのことであります。

6款1項3目農業振興費のトレーニングファーム整備推進事業費補助金は、トレーニングファーム整備推進事業として、佐賀県が国の補正により地方創生拠点整備事業に採択されたので、今回1億1,787万3,000円を増額するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 20 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算分割について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出項目の主なものとして、8 款 5 項 2 目住宅建設費については、老朽化した市営大野住宅の建替工事とのことで、建設工事に係る、委託料、工事請負費、負担金、補償費等を計上しているとのことでした。

5 款労働費については雇用対策強化ということもあり、前年度予算額より 197 万 3,000 円増とのことでもあります。

内容としては、新規の雇用対策事業として、UI ターン、高齢者、女性等への就職説明会を開催するなどの事業展開や、働きたい女性のための再就職支援事業、自宅にしながら可能な時間に仕事をする柔軟な働き方「在宅ワーク」研修事業を行うとのことでした。

新規事業としては、6 款 1 項 4 目 19 節負担金補助及び交付金の中の肉用牛素牛導入事業補助金があり、事業内容としては、市内の肥育農家を対象に、市内で繁殖された優良素牛を導入した際に、1 頭当たり 5 万円の補助を行うというもので、60 頭分 300 万円を見込んでいたとのことでした。

ほかに 7 款 1 項 2 目商工振興費について、委員から、物産フェアなどにおいて、市内業者の選定をフレキシブルに行ってほしいとの意見もありました。

歳入項目の主なものとし、13 款 2 項 2 目 1 節の衛生手数料の中でごみ袋売却手数料が、ごみ袋等料金改定により前年比で約 2,300 万円の増となっているとのことでした。

委員からは、ごみ袋の値上がりによる袋の買い占めの懸念があるとの意見がありましたが、執行部からは余分に在庫を確保しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

8番 石丸議員

石丸議員／議案審議のほうに質問しておりました自治体通販とシンガポール事務所の予算について、どのような議論がなされたのかということと、費用対効果について今後どのような取り組みをなされるというような説明があったのでしょうか。

議長／上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／シンガポール事業のことではなかいですよね、自治体通販？
両方ですか。

シンガポール事業についてはですね、活動の内容として市職員1名を従事し、事業内容として観光客の誘致事業、特産品の海岸販路開拓、海外メディアのPR活動の3本柱であるとして、活動範囲がシンガポールに限らず、タイも含めたところで営業活動を行っていただいているところで話をいただいております。

実績については平成25年度に事務所を設置、25年度から28年度まであわせて宿泊が58件、立ち寄りが50件、合計が108件であると。

28年度については2月末の時点で宿泊25件、立ち寄りが22件の47件で年々ツアー造成もふえている。

このほかにも商品造成をしており、ツアー催行に至らなかったものの中にはあるということで、特産品の輸出についても設立から現在まで450万円程度あり、現在も輸出している業者もあると。

現地メディアでの露出の実績も73件、現地の新聞やJNTO政府観光局が主催しているビジット・ジャパンのフェイスブックページにと情報発信をしているということで、費用は今現在、4自治体で構成しており29年度は総事業費1,800万、武雄市の負担は600万円を前提で計画をしているという説明を受けております。

それから自治体通販については、特段、協議としてはあがってきてはおりません。

よかですか。

議長／8番 石丸議員

石丸議員／議案質疑のときに、自治体通販の運営費は幾らでしょうかという質問はしておりましたがけれども、議論なされていないのですか。

議長／上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／特段、審議の中に、自治体通販の運営費等の質疑等々が出てきておりませんので、審議はしておりません。

議長／8番 石丸議員

石丸議員／予算はあがっているということでしょう。

上田産業建設常任委員長／何て。

石丸議員／予算があがっていない……予算があがっているわけでしょ。

上田産業建設常任委員長／予算はあがっていますよ。

石丸議員／それは幾らでしょうかとということ。

上田産業建設常任委員長／いやいや。

石丸議員／運営費。

上田産業建設常任委員長／質疑をしておりますということ。

***委員会の中で質疑は上がっていないので。

議長／それでいいです、上田委員長。

大丈夫です。

7番 池田議員

池田議員／シンガポール事務所運営について、今4自治体ということでは言われました。

多分、今後3自治体、29年度ですね、説明を受けたのは3自治体あると。

その中で600万、この予算が当初144万からスタートして昨年度300万で次年度は600万になっていく中、これ効果について議論をするべきだと思いますが、それについて今回何も議

論は出なかったのかというのと、もう一点は、自治体特選ストアの経費は、ちょっと、物産祭りのほうには含まれていないということで、議案質疑のときに説明を受けました。

この予算書の中で一生懸命探したんですけども経費はあがっていると、自治体通販の運営費はここにあがっているということで御説明をいただきましたけれども、どこに費目があるのか、ちょっと自分も一生懸命探しよったばってん、見当たらん。

そこを教えてください。

議長／上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／シンガポール事務所については先ほど答弁したとおりであります。また、もう一回ということであればまた読みますけど、全く同じ内容ですので、それはもう割愛したいと思いますけれども、その次の質問の件に関しては、先ほども申しあげましたように、委員会ではそこで質疑は出ておりませんので、その分はもう審議はされておられません。

議長／質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第13号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第13号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第13号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案に対する討論を求めます。

8番 石丸議員

石丸議員／私は、第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

平成 24 年度 11 月より、F B 良品として武雄市単独で始まり、翌年には 10 団体となり、名前も F B から武雄 S G となりました。

それに伴い運営協議会も代表構成員が武雄市から株式会社シーズとなり、構成団体も 15 団体となり、それに伴い J A P A N s g の海外事務所としてシンガポールに出され、新しく 7 団体が参加され、インバウンドを含めた海外戦略として特産品の販路拡大を始められたわけです。

その後、J A P A N s g は、自治体通販として名前を改名し、ヤフージャパンのサイトを利用して現在に至っているわけでございます。

シンガポール事務所は 3 団体に減少し、それに伴い各団体の負担額もふえております。

また自治体通販においては、昨年より、脱退が相次ぎ、今後の運営が危ぶまれる状態になっております。

今回、会計管理者のほうからも今後の財政運営の厳しさが指摘されており、事業自体を見直すべきだと考え、反対の討論といたします。

議長／3 番 朝長議員

朝長議員／第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど自治体特選ストア等の内容について反対意見が出ましたけれども、これについては、そういう F B 良品からいろんなノウハウを蓄積してきて、今のふるさと納税などに非常に生かされてきている。

そういう側面があるというのは、これは否定できないと思います。

そういう観点からですね、本議案には賛成すべきと考えておりますが、これは賛成する上で、私なりに一つ、申し述べておきたい点がございまして、何点か言わせていただきます。

図書館の DVD コーナーの改修についてなんですけれども、政策決定の理由として、ことさらにアンケートの結果というのが持ち出されていますが、非常にアンケートに頼った判断というのは、危険かなと感じております。

アンケートをとったのが休日なのか、平日なのか、または昼間なのか夜間なのか、そういう条件によってはアンケートの内容は大きく変わってくるはずであると。

あくまで参考として、しっかり現地の状況を確認しないと、誤った政策判断につながっていくと考えております。

実際平日など足を運んでみれば、学習席があいてないなんてことはないわけですね、現状。3割から4割くらいはあいております。

きのうも祝日で様子を見にいってきましたけれども、学習室もあいていないということはありません。

駐車場は、もう満杯で賑わってございましたけれども、実際、私が一昨年、平成27年、3月議会の一般質問で文化会館などの部屋を学習室などとして開放できないかと質問した際に、どういふ答弁があったかという、夜間等はまだ図書館は比較的あいていると。

議長／朝長議員、賛成の趣旨を言って、条件つきのような討論はいけないと。

条件つきの賛成はいけないので、賛成は賛成で合意をして。

朝長議員／それでは、途中ですけれども、自治体特選ストアの件に関しては、非常に今後の、以降の政策にもノウハウが反映されてきているということで賛成すべきと考えます。

御賛同よろしく申し上げます。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／まあ、反対の理由はですね、ゴミ袋のまた関係ですが、今度45リットルのゴミ袋の作製費が含まれていないということです。

それはほんとにとおってからしようかなと思っとうとかなと。

その辺の何かざっぱくな運営というんですかね、そういうのはあるのかなと。

そしてまた、35リットルが11月ぐらいまで余裕がありますよと。

ただ、今度はみんな、倍買いますよね、倍買いますよ。

1.5倍じゃないですよ、倍買いますので、絶対この予算では足りなくなります。

以上のことで、反対します。

議長／20番 牟田議員

牟田議員／賛成の立場で討論します。

自治体特選ストアの件ですけれども、委員会の中においても、もちろん一般質問の中でも出ましたが、今後いろいろ活用できる部分が出てくると。

そういうことで進めていきたいということで、若干話がありました。

それと、もう一つ、ゴミ袋の件ですけれども、ゴミ袋は、いまさらひっこめられないというような言葉は、一切出ていなかったですよ、委員会の中では。

だから先ほど、ここの討論の中で、いかにも委員会の中で出たような感じで出ましたけども、委員会の中では、一切出ておりませんし、ごみ袋の件に関しましては業者、いろんなところを鑑みて決めたと。

50 リットルもそれが一番使い勝手がよい、もう一つ小さい部分は、45 リッターだったかな、ちっちゃい部分は、使い勝手は悪く、そして需要も少ないということを鑑みてやられたということで説明を受けて納得して、賛成した次第であります。

***けども、この議案に対しての、賛成の同意をお願いしたいと思います。

以上です。

議長／23 番 江原議員

江原議員／第 20 号議案 平成 29 年度一般会計予算に反対の討論を申し上げます。

当初予算は歳入歳出 249 億 6175 万 7000 円であります。

この予算は、市民生活に直結するものであります。

しかし、一部について問題を指摘するものであります。

歳入について、6 号議案で指摘をしました住民票等の手数料条例改正で反対討論をしました。が、年間値上げが約 500 万円。

今年度約 260 万円に反対であります。

次に支出の第一に、こども図書館建設についてであります。

ことし 10 月 1 日オープン予定ですが、この事業は平成 27 年 12 月の補正から平成 29 年の当初予算の事業費あわせますと、5 億 469 万 9000 円となります。

振り返ってみますと、平成 24 年のリニューアル以前の図書館経費は年間約 1 億 2000 万円です。

平成 12 年、開館以降、図書館・歴史資料館として立派に運営されてきました。

しかし、平成 24 年 C C C に民間委託されて、その費用は、まさにリニューアル時に 4 億 5000 万円、投入され、あわせますと 10 億を超える額になるではありませんか。

さらに、当初予算に指定管理料 1 億 4331 万 3000 円、計上されています。

これは当初指定管理料 1 億 1000 万円。

しかし、民間事業者として消費税が 5 % から 8 % に値上げされた分、追加分として、指定管理料が 1 億 1314 万 3000 円になりました。

まさに公営 (?) で運営するときと違いまして、民間への委託になると、多額の消費税が加算されていきます。

まさに 1 億 2000 万円で運営されていたこの図書館が、この 4 年の間にまさに 2 億円近く、運営費がかかるようになっている、これが実態であります。

さらに、今度の指定管理料の質問の中で、算定についてお尋ねしていますが、その基礎となる資料が、その報告でも資料として非常に不十分であります。

私は、市民の声である、歴史資料館、蘭学館の復活でなく、学習コーナーの計画は、まさに場当たりのと指摘せざるを得ません。

さらにリニューアル以前、市民が楽しんでおられた、CD・DVDコーナーが完全になるとの教育部理事の答弁には図書館機能がまた一つ消えていく実態ではないでしょうか。

第2に、学校教育総務費のタブレットの購入であります。

ことし当初予算に小学校4年生、中学1年、2年、3年生分の1台当たり7万2000円です。合計1億6180万5000円の支出であります。

当初導入した提案者(?)のタブレットは1台3万9000円です。

その保証は2年間だったと、あとになって説明がありましたけれども、このことを考えてみますと、この間の一連の導入歴(?)を思いますと、とにかく武雄市内の児童生徒、4500人近くの児童生徒に1人1台、タブレット導入が目的ではなかったかと、指摘せざるを得ません。

第3に、官民一体型学校づくりについてです。

今年度さらに小学校で6校と予定され、さらに来年度以降に、すべての小学校に導入予定とされていますが、支援員の方々の中から、率直な声として、これが武雄にふさわしいのかと疑問の声が寄せられています。

平成26年から導入されて、この間、平成26年に442万4349円、平成27年度、1073万3259円、平成28年度、1787万6000円、今年度平成29年度、1409万8000円、合計しますと、4713万1608円となります。

これらの武雄の教育改革との取り組みを考えると、すべて導入ありきで現場の声が生かされず、市長部局、教育委員会の方針優先であり、中止すべきとして反対を申し上げる次第です。

第4に、商工費、振興費の日本自治体等連合シンガポール事務所運営についてであります。

この中身については、先ほど、8番 石丸議員の反対討論にもありましたように、同意見であります。

私は導入された経過の中で、平成27年3月議会で、当時営業部長はまだこの事業については3年間、まずやってみて、この検証をしていくと、もう4年を過ぎています。

平成29年、当初予算計上されておりますが、費用対効果を考えるならば、まさに継承(?)すべき課題であり、私は休止すべきであり、参加自治体も3自治体になっています。

まさに、中止をするべき問題だと指摘せざるを得ません。

最後に、市長の政治姿勢について指摘をしたいと思います。

今年度も市政アドバイザーに前市長、樋渡氏を任命されていることに対して意義を申し上げ。

議長／江原議員、予算には入っていませんので。

江原議員／政治姿勢ですよ。

議長／予算には入っていませんので、だめです。

江原議員／政治姿勢について指摘をします。

議長／だめです、予算書に対しての。

暫時、休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き再開します。

江原議員／以上4点指摘をし、反対の討論にかえるものであります。

以上で反対討論を終わります。

議長／11番 山口裕子議員

山口裕子議員／第20号議案 平成29年度武雄市一般会計予算に、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、江原議員さんが、るるいろいろな立場で反対をされましたが、ほんとにこれがですね、まあ50年昔とか、私の生まれたころとか、そういう環境だったらいえるのかもしれませんが、ほんとに今、皆さんが議会で一般質問の中でも、子育て環境とか、教育環境とか、いろいろ意見されていますように、もう本当に変わってきております。

それに対応するために執行部の方々、議会とともに予算をくみ上げていっていると思いますが、まず図書館でいえば、執行部のほうも、市民の皆さんの声を拾ってですね、まあ、一番声が上がってくるのがアンケートだと思いますが、4回のアンケートの中、やはり85%を超える満足度があるということ。

また、指定管理のCCCさんにとっても、これは一つの成功例としてとても高いサービスが評価されております。

来館された方も、ほんとに市内だけでなく、遠いところからリピーターとして来られており

ます。

あと、今までになかった講座やイベント、これも1年間に175回、1万6000人が受講されている、そういう形もあります。

あと、市長がやはりことしも重点政策の一つとして、子育て教育が上がっておりますが、やはり私たちが少子高齢化を迎えて、どのような環境で、子どもたちに向かわなければいけないかということで、このこども図書館は、私たち武雄市がほんと一丸となっていていい環境を、市民の皆さんに提供したいというところではないでしょうか。

やはりワンランク上の子育て環境という形で、こども図書館の開設に期待がもてるところであります。

あと、タブレットのスマイル教育とか、花まる学習ですね。

ほんとに今は、IT教育に力を入れて、世界に通じる、インターネット社会に対応が必要になってきております。

タブレットだって、これが皆さん、一人一人に与えられて、平等に教育できるというところからも、親御さんも安心しておられると思います。

そういうところも含めて、今回の20号議案の予算が本当に皆さん方ともに議会も執行部ともに、すばらしいものとして積み上げていくものとして、こういう予算が組まれているものと思います。

そういうことを委員会でも確認しておりますし、皆さん方の重々なる御理解と御賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

議長／7番 池田議員

池田議員／皆さん、おはようございます。

29年度予算に反対の立場で討論をいたします。

シンガポール事業、自治体特選ストアについて、質疑で質問をいたしました。

先の討論の中にも出てまいりました、今回、市民には痛みをとまなってもらう部分もあります。

ごみ袋、そして手数料、値上げで痛みをとまなっていただきます。

しかし、質疑で、事業の継続性、そして、自治体特選ストアの予算の費目についても質問をされておりましたけれども、委員会の中で、これこそ執行部側が説明をするべき部分だと、丁寧な説明をするべき部分だと私は思っております。

そして、こども図書館について、さまざまな議論がありますけれども、指定管理料を含めた予算になっている以上、施設の管理基準、休館日、開館時間、使用制限、また業務の具体的

範囲、維持管理について、そして個別の使用許可など、フードコートも入っております。

これもまだ決まっていないということで御説明を受けました。

これは指定管理を導入するに当たって、定めをおくことが求められております。

新しい公共の施設、新たな公共サービスの提供をする上で確かな説明がなされていないという観点から反対の討論といたします。

皆さんの御賛同、よろしくお願いいたします。

議長／19 番 川原議員

川原議員／第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

先ほどいろいろ出てきておりますが、私が思うに、文教、教育文教関係で賛成討論をしたいと思っておりますが、その前に、ごみ袋の委託料の反対とかございましたが、ごみじゃなかった、すみません、手数料の条例の反対がございましたが、これは今回の改正は、合併から 10 年がたったということで、これは手数料の見直しを行っていなかったということで、今回そういう証明書、発行手数料の改定を行うということですので、これは武雄市の合併の協議会のごときにですね、この手数料については、料金設定を定期的に見直しを行うという確認項目もございましたので、手数料の改定を行うということでございます。

先ほど出ましたけど、県内、ほかの 9 市（？）は事務手数料 300 円という設定もされておりますので、今回の改定は全然問題ないということです。

それから図書館関連の予算に反対ということですが、このこども図書館については、今年の 10 月にオープンへ向けもう既に工事が進んでおり、武雄市の子育ての拠点として素晴らしい施設が完成するものだと思っておりますし、それから、今回のこの予算は、こども図書館の本体工事及び武雄図書館、歴史資料館とこども図書館をつなぐ連絡通路の工事や、それから駐車場整備、そういった関連予算でございますので、その辺りも問題がございません。

それから、図書館・歴史資料館のその CD・DVD レンタルコーナーの改修に関しましても、新学習コーナーとして活用するということでございますので、これは本当に、これまで要望が多かったということで、学習席の拡充し、それから講座やグループ学習、そのような多様な学びの場として活用するということで、これも別段問題はないと思っております。

また、タブレット端末の購入につきましても、更新計画にそって予算計上に沿っての予算計上でございまして、ICT 教育にはかかせないものでありますので、これも別段問題はないと思っております。

以上のことで、賛成討論といたしますが、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成討論といたします。

よろしく申し上げます。

議長／討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 20 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 29. 第 29 号議案 副市長の選任についてから、日程第 30. 第 30 号議案 副市長の選任についてまでの、以上 2 件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 29 号議案及び第 30 号議案、副市長の選任について御説明申し上げます。

本議会初日に御報告いたしましたとおり、前田副市長が今月 31 日をもって退職されることとなりました。

後任の人選を進めていくに当たり、従来の多様な施策に加えまして柱の一つの子育て、貧困対策、そして福祉については市全体で協力に取り組む必要があると認識しているところであります。

子育てや教育については、私の政策の柱であるとともに貧困対策についても着実に進める必要があります。

福祉につきましては、地域包括ケアシステムの構築という大事業を控えております。

また、高齢者は高齢者福祉、子どもは子育て支援といった、縦割りから一步進んで、横割りで包括的に進めていく必要があると考えております。

いわば、福祉と子育ての融合を更に図る必要があると考えております。

そこで今回、担当副市長をおくことにより、教育、福祉の両面から、総合的かつ効率的な対策を講じるために副市長の 2 名体制でまいりたいと考えております。

第 29 号議案では主たる政策事務を、担当してもらおう副市長につきましては、長らく本市に勤務し、行政経験も豊富である現総務部長である北川政次氏を選任いたしたく、地方自治法第 162

条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

北川氏は、昭和 54 年 4 月、武雄市職員に採用され、営業部理事、営業部長、政策部長を歴任され、現在総務部長としてその手腕を発揮され、その経歴から副市長として適任の人材だと考えております。

第 30 号議案では、福祉及び子育てに関する担当副市長として現副教育長である、浅井雅司氏を選任いたしたく、地方自治法の 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

浅井氏は、平成 18 年 4 月、文部科学省に採用され、初等中等教育局初等中等教育企画課専門官、研究振興局基礎研究振興課基礎研究推進室室長補佐などを歴任され、現在平成 28 年 4 月から文部科学省より執行され、武雄市教育委員会教育長としてその手腕を発揮していただいているところであります。

どうぞよろしく願いいたします。

議長／まもなく正午になりますが、このまま会議を続けます。

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 29 号議案及び第 30 号議案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 29 号議案及び第 30 号議案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に第 29 号議案について討論を開始します。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

採決いたします。

第 29 号議案 副市長の選任について、同意を求める件については、御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって第 29 号議案、すなわち北川政次氏を副市長に選任することに同意する件は、これに同意することに決しました。

次に第 30 号議案に対する討論を開始します。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

採決いたします。

第 30 号議案 副市長の選任について、同意を求める件については、御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって第 30 号議案、すなわち浅井雅司氏を副市長に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの暫時休憩については、先ほど選任いたしました北川、浅井両氏が議場におられましたので、挨拶を受けるための暫時休憩でございました。

日程第 31. 第 31 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 31 号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員の諸石洋之助氏の任期が、本年4月27日を持って満了いたします。
つきましてはその後任といたしまして、教育委員会委員として武雄市教育行政全般にわたって、情熱と識見をもって、取り組んでいただける方として、一ノ瀬憲昭氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては添付していただいております資料のとおりでございます。
どうか、よろしく願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。
採決を行います。

第31号議案 教育委員会委員の任命について、同意を求める件については、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって第 31 号議案、すなわち一ノ瀬憲昭氏を教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 32. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

前議員の古場勝憲氏の任期が、本年 6 月 30 日を持って満了し、退任されることとなり、後任で黒川和広氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

黒川さんの経歴につきましては添付いたしております資料のとおりでございます。

どうかよろしく願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって諮問第 1 号、すなわち黒川和広氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第 33. 議提第 1 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者からの説明を求めます。

21 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／議提第 1 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

平成 28 年 12 月定例会で提案されました、第 87 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、武雄市議会委員会条例中、常任委員会の所管を改める必要が生じたため、この案を提案いたします。

施行日は本年 4 月 1 日です。

以上です。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。
本件に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。
これより議提第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。
よって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。
日程第34. 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。
武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。
お諮りいたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。
よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。
これをもちまして、平成29年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。